

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡下條村

2 構造改革特別区域の名称

下條村果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡下條村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

下條村は、長野県の最南端下伊那郡のほぼ中央に位置し、飯田市から車で20分、三遠南信自動車道 天竜峡 I.C から車で5分の位置にある。東は天竜川を隔てて泰阜村、北は阿智川、鶯巣川により飯田市、阿智村と、西は下條山脈により阿智村浪合を境とし、南は阿南町と接している。総面積は、38.12 km²、周囲 30.06 km、標高 332m から 828m の間に 34 の集落が散在している。

(2) 気候

気候は、内陸性で、一日及び冬と夏の気温差が激しい気候である。降霜は10月下旬から4月下旬頃までで、最深積雪が20cmを超えることはほとんどない。果樹等の生産にも、比較的障害が少なく、安定した生産が可能な気候となっている。

(3) 人口

昭和35年頃は、5千人を超えていたが、以後減少していき、昭和50年頃には、4千人となる。平成2年には、4千人を切り、3,859人となるが、平成22年には、4,200人まで増加する。現在、4千人を切り、再度、減少傾向にある。

(4) 産業

平成 22 年の就業人口割合を、平成 2 年と比較してみると、第 1 次産業は 12.1%減の 24.3%、第 2 産業は 5.2%減の 30.2%、第 3 次産業は 17.3%増の 45.5%となっている。第 1 次産業の就業人口は、平成 2 年から 343 人減少し、531 人となっている。

農業は村の重要な基幹産業であるが、農業粗生産額も平成 3 年に 20 億 6,300 万円をピークに年々減少し、平成 20 年には、14 億 2,000 万円とピーク時に比べ、68.8%と減少しており、現在は横ばい傾向にある。

その中で、果樹（りんご、梨、西洋梨、梅、柿、桃、すもも、キウイ、ぶどう、さくらんぼ、ブルーベリー）の生産量においては、平成 2 年では、総面積 98ha、総生産量 1,551t、平成 18 年では、総面積 108ha、総生産量 1,648t と増加している。

(5) 観光

観光客数は平成 16 年に、44 万 8,600 人とピークを迎えるが、平成 22 年には 30 万人まで減少している。しかし、三遠南信自動車道の整備により、平成 27 年は 34 万人と徐々に増加傾向にある。

また、今後、三遠南信自動車道のさらなる整備、中央リニア新幹線の開通と交通面において、都市部との交流が活発になることが予想される。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

このような状況の中で、果実酒「シードル・ワイン」という、新たな特産品、観光資源は、新規就農を促進するだけではなく、現在、遊休農地となっている農地へ新たな果樹栽培をすることにより、現状の果樹以外の新たな特産品となる。

また、三遠南信自動車道、中央リニア新幹線により、今後、交通面での都市部との交流が活発となる中で、既存の特産品、観光資源に頼るのではなく、さらなる特産品、観光資源の開発、製造は農業分野、観光分野に必要不可欠である。

5 構造改革特別区域計画の意義

農業従事者の高齢化、新規及び若手就農者の減少、遊休農地の増加等、現在、本村の基幹産業の農業を取り巻く環境は決して楽観視できる状況ではない。

また、三遠南信自動車道のさらなる整備、中央リニア中央新幹線の開通を控え、都市部との交流が活発となり、観光客の増加を期待できる状況下において、現状の特産品、観光資源に頼ってはいは、この大きな機会に対応不足となる可能性もある。

このような状況の中で、第6次産業となる、この新たな事業は、農業分野においては、若者就農者の増加、果樹生産の増加による遊休農地解消を促し、今後、本村の農業活性化、地産地消に大いに成果を発揮する。また、ワイン・シードル及びリキュールの製造、販売は農業の産業化を後押しし、農業の安定経営の手助けとなる。

観光分野では、交通面の整備により、より多くの観光客が予想される中で、新たな特産品、観光資源として、村の知名度を上げるのみならず、さらなる観光客誘致を可能とし、都市部との交流を活性化させる。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画により、現状の特産物、観光資源を第6次産業化することにより、今までには無かった新たな高付加価値化を可能とする。また、果樹栽培の促進は新規及び若手就農、遊休農地解消を図るとともに、収穫時期だけではなく、年間を通しての特産物の販路と消費拡大は農家の安定経営を実現する。

時期的な観光資源ではなく、新たに通年での観光資源を更に得ることで今後の観光客誘致に繋がり、都市との交流を活発にし、本村の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 観光客誘致の増加

構造改革特別区域計画の実施により、新たな特産品、観光資源の創出、更に、交通面の発展により、本村への観光客の増加が見込まれる。都市部との交流は活発となり、本村の活性化へとつながる。

	平成 27 年	平成 30 年(目標)	平成 33 年(目標)
観光客数	34 万人	35 万 5 千人	37 万人

(2) 遊休農地の解消

構造改革特別区域計画の実施により、果樹生産の増加が見込まれる。荒廃している遊休農地への果樹生産により、遊休農地の解消となる。

新規果樹	平成 28 年	平成 29 年(目標)	平成 30 年(目標)
生産面積	-	1ha	2ha

(3) 特産酒類の製造

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造、販売が可能となる。

果実酒等	平成 28 年	平成 29 年(目標)	平成 33 年(目標)
生産量	-	2k リットル	6k リットル

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産された地域の特産物(りんご、梨、西洋梨、梅、柿、桃、すもも、キウイ、ぶどう、さくらんぼ、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定められたもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡下條村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が指定する地域の特産物であるりんご、梨、西洋梨、梅、柿、桃、すもも、キウイ、ぶどう、さくらんぼ、ブルーベリーを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合は、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業の第6次産業化、新たな特産品、観光資源の創出、農業生産の拡大による新規及び若者就農、遊休農地の解消が図られるとともに、観光客など都市部との交流拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。